

福岡市国民健康保険・後期高齢者医療 はりきゅう費助成制度

福岡市のはりきゅう費助成制度は、医師の同意のもと、治療として行うはり・きゅう施術と異なり、健康保持増進を目的として、福岡市が独自に実施しているものです。

1 対象者

- ・福岡市国民健康保険の被保険者
- ・福岡市に居住する福岡県後期高齢者医療の被保険者

2 助成対象の施術

はり、きゅう、電気針、電氣温灸器

(注1) 出張による指定施術所以外での施術や入院期間中の施術は対象外。

(注2) あんまやマッサージは助成対象ではありません。

3 助成内容

(1) 施術料金等

被保険者負担額(自己負担額) 施術1回につき 1,000円

施術料金1回2,000円のうち、福岡市が1,000円助成(負担)

(2) 助成範囲(利用回数)

対象者1人につき1日1回、月8回まで

(3) 利用できるはりきゅう施術所

「福岡市国民健康保険指定はりきゅう療院証」を掲示している施術所

◆福岡市ホームページ「はりきゅう費の助成」に掲載しています。

⇒パソコンの方

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokennenkin/hp/kokuminkenkouhoken/07-04.html>

⇒スマートフォンの方

次の二次元コードを読み取ってください。



<裏面も必ずお読みください。>



福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。

『福岡100』WEBサイト▶



福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ

